

令和6年度銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における商業等の振興及び活性化を図るため、市内で創業する者又は商業等を営む者等が新たにに取り組む意欲的、かつ、継続性のある事業のソフト事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者、団体又はグループ(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 新たに創業しようとする者又は創業後3年以内の者(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)
- (2) 市に住民登録をしている個人で、商業等を営む者
- (3) 市に法人開設届を提出している法人(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)
- (4) 商業等店舗が概ね5店舗以上近接して商業集積を形成している地域の団体等(法人の有無は問わない。)
- (5) 市内の中小企業者により組織された団体等で、活動の拠点を市内に有する団体等
- (6) 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に商業等の振興及び活性化に寄与すると認める者又は団体等

2 前項に規定する者又は団体等で、次の各号に該当する者は対象とはしない。

- (1) 市税及び市民法人税を滞納している者
- (2) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
- (3) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (4) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
- (6) 他の類似する補助金等の交付又は銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱(令和2年6月8日要綱第108号)に規定する新型コロナ対応事業に係る交付は除く)に基づく補助金の交付を受けている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。), 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。), 補助率, 補助金額, 補助期間は別表第1

のとおりとする。

2 前項の補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第 2 号)

(2) 収支予算書(様式第 3 号)

(3) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書の写し)

(4) 誓約書(様式第 4 号)

(5) 名簿(法人はその法人の役員、団体等についてはその団体等を構成する者)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、当該交付申請に係る書類の審査、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更)

第 6 条 前条第 1 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ銚田市ががんばる商店支援事業補助金変更承認申請書(様式第 6 号)に、第 4 条各号に規定する書類のうち、変更事項に関するものを添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 補助対象経費をその 20 パーセント以内の額で減額しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容の軽微な変更をしようとするとき。

2 前項の規定による申請があったときは、書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の承認の可否を決定したときは、銚田市ががんばる商店支援事業補助金変更承認(否認)決定通知書(様式第 7 号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 7 条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 付した条件に反したとき。

(3) 事業の実施にあたり、他法令等に反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、銚田市ががんばる商店支援事業補助金取消決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第8条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助対象事業の遂行の状況に関し、銚田市ががんばる商店支援事業補助金遂行状況報告書(様式第9号)により報告を求めることができる。また、補助事業者の承諾を得たうえで、担当職員に当該事業者の事務所等に立ち入り、帳簿等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、銚田市ががんばる商店支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業成果報告書(様式第11号)

(2) 収支決算書(様式第12号)

(3) 領収書の写し(明細が確認できるもの)及び契約書の写し

(4) 事業記録写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告の提出を受けた場合において、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受ける場合は、銚田市ががんばる商店支援事業補助金請求書(様式第14号)を、市長に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助対象事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助金額	補助期間
補助対象者が新たに 取り組む意欲的 且つ継続性のある 事業のソフト事業 を対象とする。 (1) 創業事業 (2) 販売促進事業 (3) 商店商品魅力 向上事業 (4) 調査研究事業 (5) その他, 市長 が商業等の振興 及び活性化を図 る上で, 効果が あると認める事 業	謝金	講師又は専門家等の 謝礼等に要する経費	補助対象 経費合計 額の2分 の1以内	1 事業者 当り 200 千円を上 限 と す る。	申請年度 の3月31 日までと する。
	旅費	事業遂行上に要する 経費			
	広告宣伝費	新聞折込料・雑誌掲 載料等の広報に要す る経費			
	印刷製本費	ポスター・チラシ・の ぼり等の作成及び 会議時の資料作成に 要する経費			
	消耗品費 (20千円上 限)	燃料費, コピー代, 事 務用品等の購入に要 する経費			
	委託費	事業の一部を補助対 象者のみで実施する ことが困難なため, 専門的技術等を有す る者に対して委託す る経費			
	使用料及び 賃借料	① 機器・器具等のリ ース・レンタルに 要する経費 ② 会議場等の借上げ に要する経費			
	手数料	各手数料			
	通信運搬費	郵便料, 運送料等			
	保険料	保険料等			
その他経費	市長が必要と認める 経費				

- 備考 1 補助対象経費(消費税は除く)は, 本事業を効果的に行い, 且つ事業の遂行に必要な経費であって, 本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。
- 2 新に取り組む事業とは, 既に他事業者が取り組んできた内容であっても, 補助対象者にとって, 新たな取り組みであれば, その要件を満たすものとする。
- 3 その他経費への配分は, 事前に市長と協議し, その承認を得た後でなければ対象とならない。

銚田市がんばる商店支援事業補助金交付申請書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

銚田市がんばる商店支援事業補助金の交付を受けたいので、銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業名称	(事業)
補助金交付申請額	円

添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書の写し)
- (4) 誓約書(様式第4号)
- (5) 名簿(法人はその法人の役員、団体等については、その団体等を構成する者)
- (6) 市長が特に必要と認める書類

事業計画書

申請者名	
事業名称	(事業)
事業を実施する 主な場所	
事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業に要する経費	円 (うち補助対象経費 円)
事業の目的	
事業の内容	
期待される効果	

備考 事業の目的及び事業の内容、期待される効果の欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、その別紙を添付すること。

収支予算書

収 入 (単位:円)

経費区分	予算額	内容
市補助金		
自己資金		
合計		

支 出 (単位:円)

経費区分	予算額	内容
補助対象経費	※消費税は補助の対象外経費として整理してください。	
謝金		
旅費		
広告宣伝費		
印刷製本費		
消耗品費		
委託費		
使用料及び賃借料		
手数料		
通信運搬費		
保険料		
補助対象経費計		
補助対象外経費		
補助対象外経費計		
合計		

備考 内容の欄には、算出根拠等を詳しく記入すること。

誓約書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

私は、下記の内容について、相違ないことを誓約します。

なお、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して、市が行う一切の措置について、異議の申立てを行いません。

また、誓約した下記の内容について、市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

- 1 市税及び市民法人税の滞納はありません。
- 2 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。
- 3 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当していません。
- 4 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 5 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はありません。
- 6 他の類似する補助金等の交付又は銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付要綱(令和2年6月8日要綱第108号に規定する新型コロナ対応事業に係る交付は除く)に基づく補助金の交付は受けていません。
- 7 銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付要綱及び関係法令等を遵守します。

銚田市がんばる商店支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

第 _____ 号
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付で申請のあった銚田市がんばる商店支援事業補助金について、銚田市
がんばる商店支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付(不交付)するこ
とに決定したので通知します。

記

事業名称	(_____ 事業)
補助金額	金 _____ 円
補助対象経費	金 _____ 円
備考 (交付の条件等)	

銚田市がんばる商店支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

銚田市長 宛

補助事業者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

銚田市がんばる商店支援事業補助金について、銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定による承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
添付書類	・ ・ ・ ・	

銚田市がんばる商店支援事業補助金変更承認(否認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付けで申請のあった銚田市がんばる商店支援事業補助金について、銚田市
がんばる商店支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり承認(否認)することに
決定したので通知します。

記

交付決定を受けた年 月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
備 考 (承認の条件等)		

銚田市がんばる商店支援事業補助金取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付け 第 号による銚田市がんばる商店支援事業補助金の交付決定について、銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、取消を決定したので次のとおり通知します。

記

事業名称	(事業)	
補助金額	取消前	金 円
	取消後	金 円 (取消前補助金額から金 円を取消す。)
取消の理由		

銚田市ががんばる商店支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

銚田市長 宛

補助事業者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

銚田市ががんばる商店支援事業補助金の遂行の状況について、銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

交付決定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号			
事業名称	(事業)			
報告内容				
経費区分	事業費 (A)	出来高 (B)	進捗率 (B)/(A) × 100	備考
	円	円	%	
合計	円	円	%	

備考 1 経費区分の欄は、事業等により、市長が指示する事項とする。

銚田市ががんばる商店支援事業補助金実績報告書

年 月 日

銚田市長 宛

補助事業者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

銚田市ががんばる商店支援事業が完了したので、銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

交付決定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
事業名称	(事業)
事業完了年月日	年 月 日
事業に要した経費	円(うち補助対象経費 円)

添付書類

- (1) 事業成果報告書(様式第 11 号)
- (2) 収支決算書(様式第 12 号)
- (3) 領収書の写し(明細が確認できるもの)及び契約書の写し
- (4) 事業記録写真
- (5) 市長が特に必要と認める書類

事業成果報告書

事業名称	(事業)
事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業を実施した主な場所	
事業実績の内容	
事業の成果	
備考	

備考 1 事業実績の内容, 事業の成果の欄に記入しきれない場合には, 「別紙のとおり」と記入し, その別紙を添付すること。

2 事業において, 実際に使用した物品等があれば可能な限り, 別に添付すること。

収支決算書

収入

(単位:円)

経費区分	予算額	決算額	比較増減額	内容
市補助金				
自己資金				
計				

支出

(単位:円)

経費区分	予算額	決算額	比較増減額	内容
補助対象経費	※消費税は補助の対象外経費として整理してください。			
謝金				
旅費				
広告宣伝費				
印刷製本費				
消耗品費				
委託費				
使用料及び賃借料				
手数料				
通信運搬費				
保険料				
補助対象経費計				
補助対象外経費				
補助対象外経費計				
合計				

差引

(単位:円)

収入決算額	支出決算額	収支差引額

備考 内容の欄には、算出根拠等を詳しく記入すること。

様式第 13 号(第 10 条関係)

銚田市がんばる商店支援事業補助金交付確定通知書

第 年 月 日 号

様

銚田市長



年 月 日付けで実績報告のあった銚田市がんばる商店支援事業補助金について、銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

銚田市がんばる商店支援事業補助金請求書

年 月 日

銚田市長 宛

補助事業者

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名)

電話番号

銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

記

確定通知を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
確定額	金 円
請求額	金 円

振込先金融機関名	
支店名	
口座種別 (どちらかに○)	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

備考 上記口座が確認できる場所の、通帳の写しを添付すること。